

新型コロナウイルス感染症に伴う市税や保険料に関するお知らせ

市税の徴収猶予「特例制度」

問 納税課 ☎ (93) 0433

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入（事業の売上・給与収入・不動産賃料収入など）に相当の減少があった方は、**最長1年間、地方税の徴収の猶予**を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間内の途中で納付や分割納付など、事業や生活の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

【対象】

- ①②のいずれも満たす人
- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している人
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難である人
- ※「収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している」に該当しない場合でも、猶予が認められる場合がありますので、納税課に相談してください。
- ※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、状況により、適切に対応します。

【対象となる税目】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する固定資産税・都市計画税、市県民税、法人市民税、国民健康保険税など（証紙徴収の方法で納めるものを除く）。

【申請方法】

- 必要書類
- 申請書
 - 収入や支出、現預金の状況が分かる資料（給与明細の写し、帳簿の写し、通帳の写しなど）
- ※資料の提出が難しい場合は、口頭により伺います。
- 申請期限
- 納期限（納期限が延長された場合は、延長後の期限）まで

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

問 国保年金課 ●国民健康保険税について 国保税班 ☎ (93) 4084
●後期高齢者医療保険料について 高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

【対象】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒保険税を**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少（※）が見込まれる世帯の方
⇒保険税の**一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

- 世帯主について
- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること。
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。
- ※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

介護保険料の減免

問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の休廃止、失業等の理由などで著しく収入が減少し、介護保険料の支払いが困難な人は、申請により介護保険料が減免される場合があります。減免には、条件などがあります。詳しくは、問い合わせてください。

国民年金保険料の免除

問 国保年金課 ☎ (93) 4085

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例手続きがあります。詳しくは、問い合わせさせていただくか、市公式ホームページ、日本年金機構ホームページをご覧ください。

第1段階から第3段階の介護保険料が減額されます

問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

令和元年10月からの消費税引上げに伴い、低所得者の介護保険料軽減強化が図られ、第1段階から第3段階（市民税非課税世帯の段階層）の介護保険料が減額となります。第4段階から第10段階には変更ありません。

所得段階	対象者	保険料率（減額後）	年間保険料（減額後）
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額（※長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額）から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	基準額×0.3	17,600円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.5	29,400円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が120万円超	基準額×0.7	41,100円